

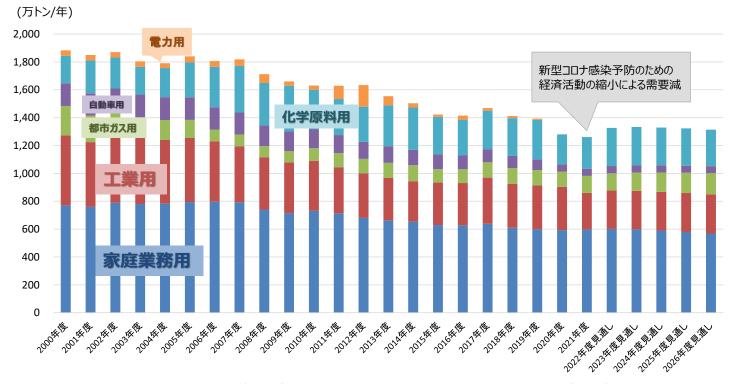
LPG 事業を取り巻く情勢と施策の動向

令和5年2月 資源エネルギー庁 石油流通課

- 1. LPガス産業の現況
- 2. 令和4年度補正·令和5年度予算 物価高対策に関する総合経済対策
- 3. LPガスの災害対応
- 4. L P ガスのカーボンニュートラルの動向
- 5. 料金透明化・取引適正化の動向

国内需要の推移と見通し

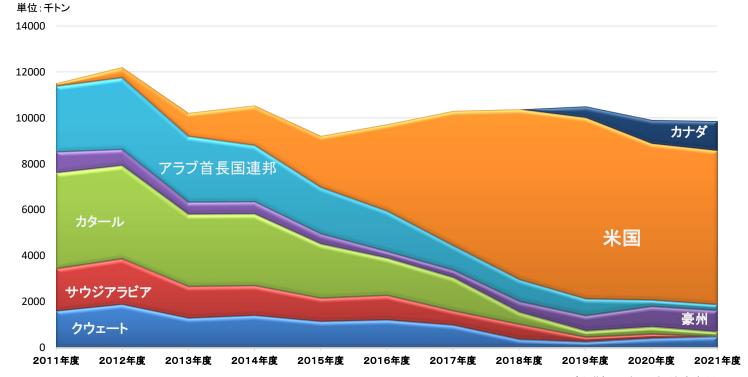
- ●LPガスの国内需要は、LPガス利用が多い地方での人口減少や給湯機等のガス機器の省エネ化、オール 電化住宅の普及等の要因により、減少してきた。
- ●近年は、コロナ禍での経済活動の縮小により、コロナ前の1割程度の需要減となった。今後、徐々に需要が戻るが、コロナ前の1,400万トンの水準までは戻らず、1,300万トン程度となる見通し。



【出典】石油・天然ガス小委員会 石油市場動向調査WG(2022.3.30)「2021年度~2026年度石油製品需要見通し(案)【液化石油ガス編】」資料より

我が国のLPガス輸入

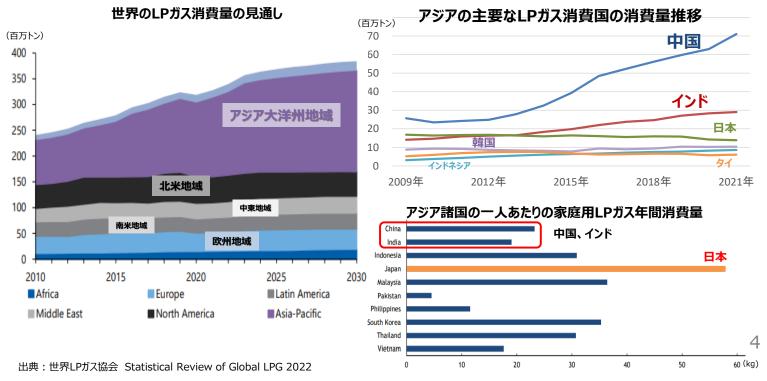
- LPガスは年間供給量の約8割を輸入、約2割を国内で原油から精製。
- かつては中東諸国からの輸入が多かったが、近年は米国やカナダからのLPガスの調達が増加。
- 調達先の多角化は、調達リスクを軽減するとともに、調達価格の低値・安定化にも貢献。



(出典)日本LPガス協会資料

世界のLPガス消費量の推移と見通し

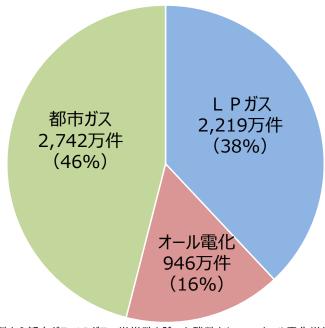
- アジア大洋州でのLPガス消費の拡大が続いており、薪・石炭からの燃料転換により、とりわけ、**中国、イ**ンドでは消費が急増している。
- これらの国々の一人当たりの消費量は、依然、日本の半分にも満たない状況であり、生活レベルの向上や経済発展に伴う工業用途の拡大により、世界のLPガス消費量を長期的に牽引。



需要家世帯におけるLPガスの位置づけ

● 令和元年度末における L P ガス・都市ガス・オール電化を利用する需要家世帯数の比率は、LPガスが約38%、都市ガスが約46%、オール電化が約16%となっている。





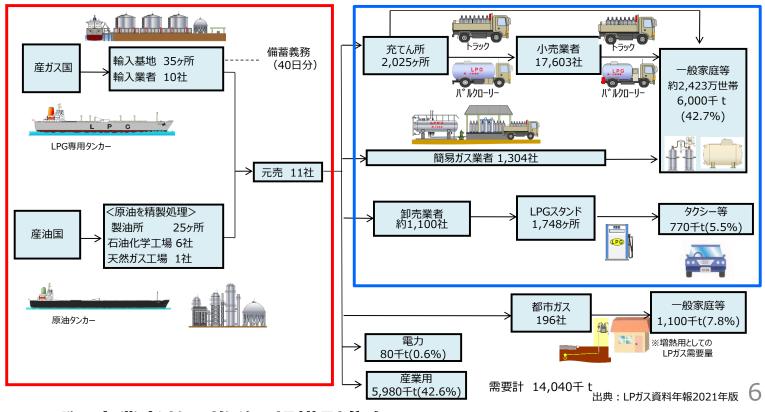
- ※全世帯数から都市ガス、LPガスの世帯数を除いた残数をもって、オール電化世帯数とした。
- ※都市ガスの世帯数は、ガス事業生産動態統計の調停件数(請求された件数)。
- ※LPガスの世帯数は、石油化学新聞社のLPガス統計年報(全国LPガス保安共済事業団集計)

LPガスの流通経路

- 高圧ガスの容器配送という特性から、流通経路が多段階で複雑
- 高圧ローリーでの配送や、ボンベによる小口配送により配送費用が高コスト

元売り事業者(日本LPガス協会)

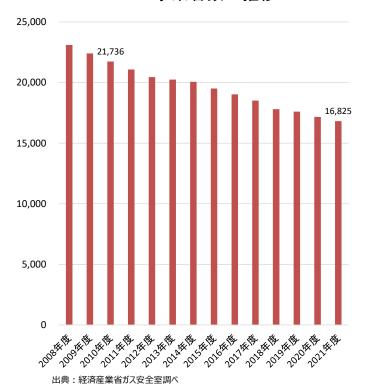
小売り事業者(全国LPガス協会)



L P ガス事業者数の推移と規模別分布

- 国内需要の減少に伴い、LPガス事業者数は減少傾向。300~500社の事業者が毎年廃業している。
- LPガス事業者の6割を占める小規模事業者においては、後継者不足により、廃業が進んでいる。

LPガス事業者数の推移



出典:LPガス事業団広報 令和3年度LPガス消費者戸数別 事業者分布表

LPガス事業者の規模別の分布

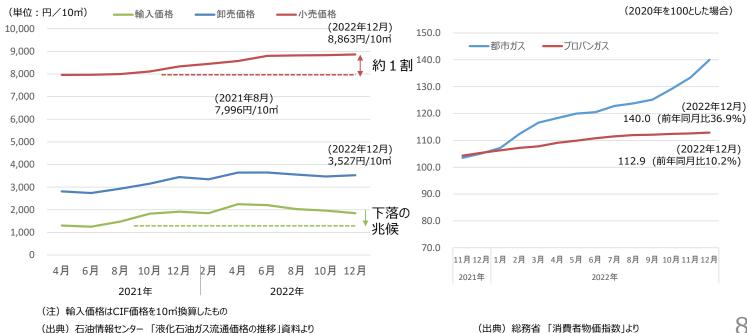
	構成比	LPガス事業者数	契約戸数の規模
小規模の	14. 0%	2,280	1~99戸
事業者 1~2割が廃業	33. 2%	5,391	100~299戸
1~2刮が無素 <u>を考えている</u>	18. 4%	2,987	300~499戸
	9. 8%	1,592	500~699戸
	7. 1%	1,162	700~999戸
◆ 従業員10名 くらいの規模	5. 4%	883	1,000~1,499戸
(30,00)////	2. 8%	458	1,500~1,999戸
	5. 7%	927	2,000~4,999戸
	1. 9%	306	5,000~9,999戸
	1. 7%	275	10,000戸以上

家庭用LPガス小売価格の推移

- 2022年12月末時点の小売価格は横ばいで推移しており、8,863円。コロナ禍における最低価格 (2021年8月 7,996円) と比較すると約1割の上昇。
- プロパン輸入価格は、原油価格の下落を受け、輸入価格は下落の兆候。
- 都市ガスと比較しても、足元の価格は横ばいで推移。

【輸入価格・卸価格・家庭用LPガス小売価格の推移】

【都市ガス・LPガスの消費者物価指数の推移】



第6次エネルギー基本計画 (今和3年10月閣議決定) におけるLPガスの記述

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置づけ
 - (c)LPガス
- ○全国的な供給体制に加えて緊急時に供給を維持できる備蓄体制も整備。最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備され、可 搬性、貯蔵の容易性に利点があり、「最後の砦」として平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源である。
- ○供給体制の確保に向け、備蓄の着実な実施や中核充填所の強靱化に加え、料金の透明化、業務合理化を通じたコスト抑制などに 取り組む必要がある。

(10) 化石燃料の供給体制の今後のあり方

①石油・L Pガス備蓄の確保

- ○大規模災害等に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。危機発生時における機動力の更なる向上に向 け、国家備蓄放出について、国家備蓄基地からタンカーや内航船等を利用した各地への輸送手段に係るシミュレーションを実施する。
- ○災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社 会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。
- ○緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、訓練を実施する。

4 L Pガスの供給体制確保

- ○調達先を多角化することにより、我が国のエネルギー・セキュリティ向上に取り組むことが必要。
- ○温室効果ガス排出削減やLPガス産業の収益力の向上を目指し、省エネルギーにも資するスマートメーターの導入による配送合理化 などの取組を後押し。
- ○温室効果ガス排出削減の観点から、石油から L Pガスへの燃料転換の取組を進める。 熱電併給においても、より省エネルギーを実現す る家庭用燃料電池等のLPガスコージェネレーションや電力需要のピークカットに貢献できるガスヒートポンプ等の利用拡大を進める。
- LPガスの脱炭素化に向けて、バイオLPガスや合成LPガス(プロパネーション、ブタネーション)等の研究開発や社会実装に取り組 お産業界の取組を後押しする。
- L Pガスの取引適正化のため、国の小売価格調査・情報提供の継続に加え、L Pガス販売事業者による、ホームページ等の消費者 がアクセスしやすい環境を通じた標準的な料金の公表を進める。特に集合賃貸住宅における料金透明化を進めるため、不動産業界等 の関係業界と連携した取組を促進していく。

1. LPガス産業の現況

2. 令和4年度補正·令和5年度予算 物価高対策に関する総合経済対策

- 3. L P ガスの災害対応
- 4. LPガスのカーボンニュートラルの動向
- 5. 料金透明化・取引適正化の動向

令和4年度二次補正予算・令和5年度当初予算案のポイント (LPガス関連)

令和4年度二次補正予算+令和5年度当初予算案 419.7億円 (補正170.9億円+当初248.8億円) (315.0億円 (補正28.4億円+当初286.6億円))

(注) () 内は、令和3年度補正予算+令和4年度当初予算額、四捨五入により合計金額とずれあり

I. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 153.4億円

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金 小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金 小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金

Ⅱ. 災害対応能力等の強化

33.3億円(40.4億円)

137.7億円

15.7億円

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金(LPガスタンク分)

33.3億円(補正17.5億円+当初15.8億円) **(40.4億円**(補正28.4億円+12.0億円) **)**

(※) 「石油タンク分」なども含めた事業全体の補正+当初案は、「62.8億円(69.9億円)」

Ⅲ. LPガスに係る取引適正化、流通合理化の推進

8.0億円(7.1億円)

225.0億円(267.5億円)

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費

8.0億円(7.1億円)

·構造改善推進事業 5.9億円 (5.1億円)

・石油ガス地域防災対応体制検討事業 等

(1) 国庫債務整理基金特別会計へ繰入

2.1億円(2.1億円)_人

IV. LPガス備蓄体制の強化

117.5億円(146.4億円)

(2) 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費 85.0億円(97.0億円)

(3)国有資産等所在地市町村交付金 等 22.6億円(24.0億円)

LPガスへの支援について

【物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(抜粋)】

(令和4年10月28日閣議決定)

- I 物価高騰・賃上げへの取組
- 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気との バランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、家庭及び企業に 対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する。

L Pガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講 ずる。

- ・小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金 (経済産業省)
- ・小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金(経済産業省)

LPガス業界の要望について

全 L 協保安・業務 G 4 第 1 1 5 号 令和 4 年 1 0 月 2 5 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

> 一般社団法人 全国 L P ガス協会 会 長 山田 耕司

LPガス料金の激変緩和措置に関する要望書

平素は、LPガス業界に対しご指導・ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

電気料金については、電力小売事業者を通じた価格抑制支援を検討している旨の報道に接しました。

LPガスにおいても、ウクライナ情勢や急速な円安により燃料価格他物価 が上昇しており、LPガス料金も引き上げざるを得ない状況となっております。

LPガスは特に地方にとって欠かせないエネルギー源であり、その利用者 の国民生活に影響を及ぼす恐れがあります。

他方、LPガス業界の特徴として、約1万7千の小売事業者がおり、 また、その多くは中小・零組企業であり、電力の価格抑制支援と同様の方法 によるLPガスの価格抑制は困難なのが実情です。

つきましては、業界としてもLPガスの価格上昇の抑制に努めたいと考え えており、配送の合理化や検針の効率化等の構造改善に資する支援をいただ きますよう要望いたします。 他方、LPガス業界の特徴として、約1万7千の小売事業者がおり、 また、その多くは中小・零細企業であり、電力の価格抑制支援と同様の方法 によるLPガスの価格抑制は困難なのが実情です。

つきましては、<u>業界としてもLPガスの価格上昇の抑制に努めたいと考え</u> えており、配送の合理化や検針の効率化等の構造改善に資する支援をいただ きますよう要望いたします。

LPガスへの対応について

◇地方創生臨時交付金によるLPガス支援

地方創生臨時交付金(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金: 6,000億円): 対象事業となる推奨事業メニューに「LPガス料金支援」を新たに明示し、各県のLPガス 協会から自治体に事業化を働きかける。

その際、電気・都市ガス料金は今回の経済対策で別途手当てをするため、これらに手 当てしようとしていた交付金は、LPガス料金に対して集中的に充当するよう働きかける。

◇配送合理化等の措置

(小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金、小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金)

- LPガス価格は、人件費・輸送費等の比率が大きい。
- 零細事業者を含め、配送合理化への取組みを、前例のない補助率で推進する。
 - スマートメーターや配送車両などが対象。
- 各県のLPガス協会を通じ、全事業者に対して価格上昇の抑制を徹底するよう働きかけ る。また、今後、価格の動向も検証する。

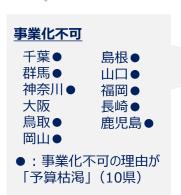
地方創生臨時交付金を活用した新たなLPガス料金対策の事業化に向けた検討

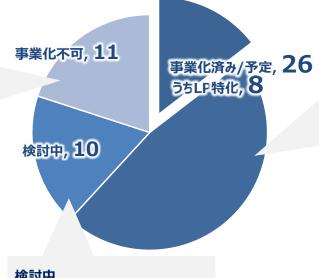
11月8日

- ●内閣府が定める推奨事業メニューにLPガス料金支援を明確化
- ●資源エネルギー庁から地方公共団体宛て「地方創生臨時交付金のLPガス料金上昇抑制に向けた活用のお願い」を 発出

11月9日 •10日

●資源エネルギー庁から全国LPガス協会に対して、地方創生臨時交付金を活用したLPガス支援策の実施に向け、地方 公共団体との連携を要請、各県LPガス協会から地方公共団体へ働きかけを開始





検討中

秋田、岩手、山形、宮城、埼玉 東京、長野、静岡、香川、愛媛

事業化済み/予定

北海道◎ 滋賀 青森 京都◎ 福島◎ 奈良◎ 栃木☆◎ 和歌山 茨城☆◎ 兵庫☆◎ 新潟☆◎ 広島☆ 山梨 徳島◎ 愛知☆ 高知☆◎ =重 佐賀 岐阜 大分☆◎ 富山 能本◎ 石川 宮崎 福井 沖縄

☆:LPガスに特化した支援 ◎:11月8日付け資源Tネ

ルギー庁から発出した事務 連絡を受けて事業化

15

(参考) 都道府県における重点交付金の活用事例

個人向け 栃木県 支援対象:LPガス消費者 支援方法: 県が定めた値引き単価により使用量 に応じた値引きを行ったLPガス販売業者に対して、 事業化 値引き分を支援 予算規模:約6.8億円

愛知県

支援対象: LPガス使用窯業事業者

支援方法: LPガスの上昇分に相当する額の支援金を 交付し、窯業事業者の事業継続を支援

企業向け

● 予算規模:約3.7億円

大分県

済み

/ 予定

のうちLP特化

支援対象:LPガス消費者

支援方法: LPガス料金の支払いに利用し得る新 たなプレミアム商品券を発行(都市ガス等の公共 料金は利用対象外)

予算規模:約20億円(プレミアム商品券全体)

兵庫県

支援対象:LPガス使用地場産業

支援方法:LPガス使用量に応じ5万円~100万円を

支援

予算規模:約0.5億円

茨城県

支援対象:LPガス消費世帯

支援方法: LPガス販売事業者を通じて一般家 庭に対し料金の値引き(500円/世帯)を支援

予算規模:約3.8億円

広島県

支援対象: LPガス使用施設園芸事業者

支援方法:LPガスに係る燃料費負担の一部を支援

予算規模:約0.3億円

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助金

令和4年度第2次補正予算額 137.7億円

事業の内容

事業目的

LPガスの小売価格低減に資するLPガス事業者の人手不 足解消、配送業務の効率化を図るため、LPガス事業者の経 営体質の強化を図ることを目的とします。

事業概要

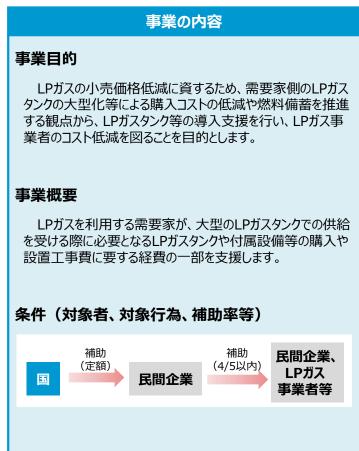
- (1) 遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマート メーターの導入を支援します。
- (2) LPバルクローリー、配送車両等の導入を支援します。
- (3) ボンベにLPガスを補充する充てん所は、手作業で行わ れているところもあることから、充てん所の自動化等に資す る設備導入を支援します。





小売価格低減に資する石油ガス設備導入促進補助金

令和4年度第2次補正予算額 15.7億円





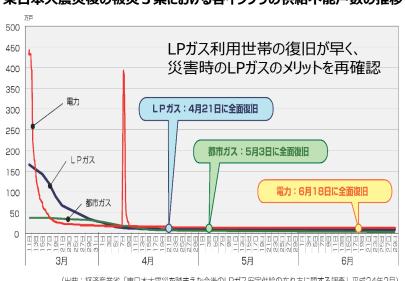
- 1. LPガス産業の現況
- 2. 令和4年度補正·令和5年度予算物価高対策に関する総合経済対策
- 3. LPガスの災害対応
- 4. LPガスのカーボンニュートラルの動向
- 5. 料金透明化・取引適正化の動向

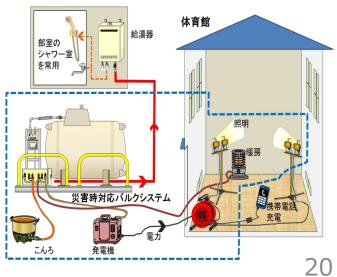
LPガスによる災害対応

- ●災害時に電力・都市ガスの導管供給が分断された場合にも、LPガスは導管に依存せず、ボンベで供給 される分散型エネルギーであることから、個々の設備が被災していなければ、有効に利用が可能。
- ●東日本大震災の経験を踏まえ、LPガスの災害対応強化のため、以下の取り組みを推進。
 - ① 災害に強い中核充填所の整備(自家発電機の整備、浸水対策のための施設の嵩上げ等)
 - ② 各県、各地域での災害時供給訓練の実施
 - ③ 避難所、医療福祉施設等でのLPガス備蓄、LPガス発電機、LPガス空調機等の整備

東日本大震災後の被災3県における各インフラの供給不能戸数の推移

LPガス備蓄をつかった災害時の避難所での活用





(出典:経済産業省「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査」平成24年2月)

我が国のLPガス備蓄

● 我が国のLPガス備蓄は、①国が保有する「国家備蓄」と、②石油備蓄法に基づきLPガス輸 入事業者が義務として保有する「民間備蓄」で構成される。

・国家備蓄:約139万トン(51日分)

・民間備蓄:約188万トン(68日分)※民間備蓄義務日数は40日分 (令和4年11月末時点)

<我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所>



災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ●大規模な災害等が発生した時に、ライフライン機能の維持が求められる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、自衛的な燃料備蓄のために L P ガスタンク等を設置する経費の一部を補助。
- ●平成24年度から令和3年度までの支援実績は1,163件※。

※令和4年度へ繰越し、事業実施中の16件を除く。



SECONDARY ...

LPガスタンク(災害バルク)

非常用発電機

【大阪府泉佐野市での導入事例】

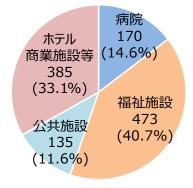




日新小学校屋内運動場での導入事例

HPと非常用発電機を導入(日新小学校)

施設別の導入実績 (平成24年度~令和3年度)



予算・支援実績の推移



※平成24年度は補正予算の措置のみで、令和元年度以降はその年度に執行された補正予算が含まれる。

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の 推進事業費補助金

令和4年度第2次補正予算額 20億円 ※うちLPガス分:17.5億円

事業の内容

事業目的·概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション(SS)などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- ■このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する 施設等の社会的重要インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LP ガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

成果目標

●多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



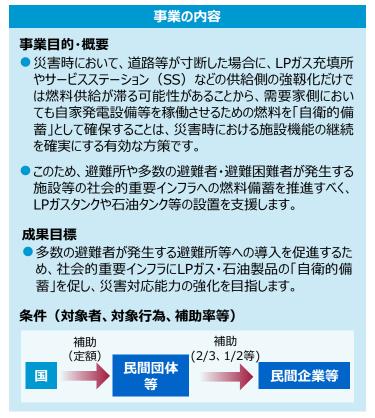


分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。



災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の 推進事業費補助金

令和5年度予算案額 42.8億円 (37.5億円) ※うち L P ガス分:15.8億円(12.0億円)





- 1. LPガス産業の現況
- 2. 令和4年度補正·令和5年度予算物価高対策に関する総合経済対策
- 3. LPガスの災害対応
- 4. L P ガスのカーボンニュートラルの動向
- 5. 料金透明化・取引適正化の動向

パリ協定(2016年(平成28年)11月発効)

- 地球環境のCO2排出抑制の取り組みについて定めた京都議定書(1997年)の後継となる国際的取り決め。先進国、中国、インドを含めた、主要なCO2排出国が加盟している。
- 世界の平均気温の上昇を、産業革命当時の気温より、+ 2 ℃までに抑制する。 さらに + 1.5℃までに抑制するように努める。



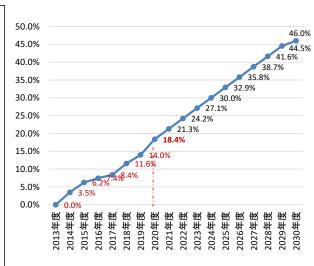
令和2年10月26日 菅総理の所信表明演説

(略) 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

令和3年4月22日 地球温暖化対策推進本部 (菅総理締め括り発言)

(略) 2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。

温室効果ガス削減の実績と工程のイメージ



2020年度までは実績値(環境省、国立環境研究所発表) 2021年度以降は、2030年度目標までの均等割の数値

26

グリーン成長戦略と14分野

- カーボンニュートラル実現のため、2020年12月に「グリーン成長戦略」を策定(2021年6月改訂)
- グリーン成長戦略において、特に開発が必要な技術/産業分野として14分野を指定。この14分野は、 長期的に政府がその進捗のモニタリングや、支援をしていくための枠組みとなっている。

電力以外では、電化中心

熱需要には、水素利用、

CO2回収で対応していく。

で対応していく。

<u>14分野</u>

- ① 太陽光·洋上風力·地熱産業
- ② 水素・アンモニア産業
- ③ 次世代熱エネルギー産業(← 都市ガスのメタネーション)
- ④ 原子力産業
- ⑤ 自動車・蓄電池産業
- ⑥ 半導体·情報通信産業
- ⑦ 船舶産業
- ⑧ 物流・人流・土木インフラ産業
- ⑨ 食料、農林水産業
- 10 航空機産業
- (1) カーボンリサイクル・マテリアル産業
 - (← 代替航空機燃料、合成燃料、グリーンLPG等が含まれる)
- ② 住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業 (← ZEH住宅等が含まれる)
- ③ 資源循環関連産業
- (4) ライフスタイル関連産業

海上風力発電は設置可能な場所が 限られる。

メガソーラーの設置可能な土地もほとんど 残っていない。

結局、住宅・建物での太陽光発電の普及で 必要な電力を確保していくしかない。

グリーン成長戦略のストーリー

【CO2の部門別排出割合】

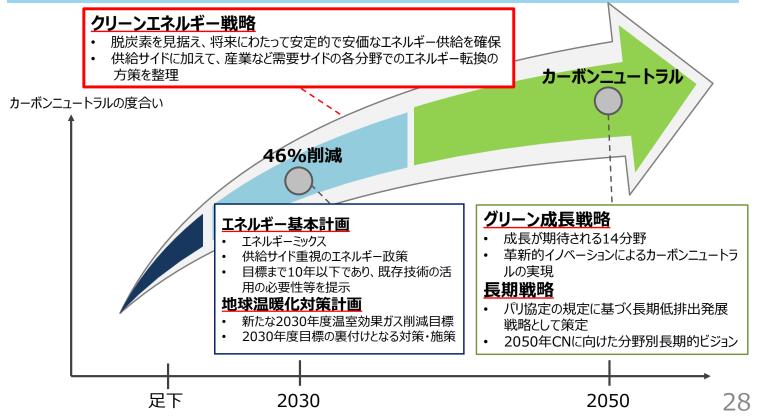


CO2の排出量が多いこと、今後、社会全体の電化を進めることから、電力の脱炭素化が特に重要であり、今後、以下に取り組んでいく。

- ●再エネ導入の最大化
- ●既存火力発電で、水素、アンモニアを燃料として燃焼
- ●既存火力発電でのCO₂回収
- 少世代小型原発、既存原発の再稼働

クリーンエネルギー戦略 (2021年6月中間取りまとめ) の位置づけ

● 2050年カーボンニュートラルや2030年度46%削減の実現を目指す中で、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保し、更なる経済成長につなげるため、「点」ではなく「線」で実現可能なパスを描く。



カーボンニュートラルに向けたLPガス業界の取り組み

- 重油から、CO2排出量の少ないガスへの燃料転換の促進
 - ▶ 重油ボイラーからLPガスボイラーへの更新、重油燃料タンカーからLPガス燃料タンカーへの更新
- CO₂排出量が少ない省エネのガス機器の普及
 - ▶ 高効率ガス給湯機、家庭用燃料電池(LPガスで発電・給湯する機器:エネファーム)の普及
- 配送の合理化
 - ▶ スマートメーター/集中監視装置の導入による過剰な配送頻度を減少
 - ▶ 他社とのボンベの共同配送による配送距離の短縮化
- カーボンニュートラルLPガスの販売
 - ➤ CO2排出権を付与したLPガスの販売により、LPガス利用によるCO2排出量を相殺
- グリーンLPガスの研究開発
 - ▶ 水素と一酸化炭素から人丁合成したLPガス(グリーンLPガス)の生産を研究

グリーンLPガスの生産技術イメージ (出典: (独) 産業技術総合研究所)



ガス化・ガス精製



ガス精製・圧縮



触媒反応



LPガス燃料タンカー (従来の重油燃料タンカーに比べ、 2割CO₂排出量を減少できる)

カーボンニュートラルLPガスを扱っている主な事業者

二酸化炭素排出権を付与することで、LPガス利用による二酸化炭素排出をオフセットするカーボンニュートラルLPガスを提供する会社が増えてきている。

業種	事業者名	参考情報
輸入元売会社	アストモスエネルギー、ENEOSグローブ、ジクシス	、ジャパンガスエナジー
輸入元売・小売会社	岩谷産業	J-クレジットから調達
小売会社	サイサン(埼玉県さいたま市)	ジャパンガスエナジーから調達西武ライオンズ、日光金谷ホテル、万平ホテル、武雄市総合庁舎、いわきスポーツクラブ等170箇所にCNLPGを供給
小売会社	三ツ輪産業(東京都新宿区)	● 日本最初のCNLPG販売 ● J-クレジット、アストモスエネルギーから調達
小売会社	アストモスリテイリング 富士瓦斯 TOKAI 盛岡ガス燃料(岩手県盛岡市) サンワ(群馬県前橋市) 山陰酸素工業(鳥取県米子市)	アストモスエネルギーから調達
小売会社	白鳥プロパン(青森県青森市) あぶらや木島商店(新潟県糸魚川市) 下出商会(奈良県奈良市)	サイサンから調達
小売会社	マルハ産業(宮城県仙台市) 三愛オブリ(東京都千代田区) 橋本産業(東京都台東区) 広島ガスプロパン(広島県広島市) 日の丸産業(鳥取県鳥取市)	ENEOSグローブから調達
		※業界紙の記事により、収集 3

グリーンLPGの現状

- LPガスは今後も国内市場で一定規模を維持することが予測されることから、カーボンニュートラル社会の実現には、グリーンLPGの社会実装が必要不可欠。
- 他方、欧米勢は必ずしも積極的な取組を展開しておらず、わが国産業の取組が期待される。

<現状>

- 市場動向
 - 燃焼しても全体でみれば大気中にCO₂が増加しない が可能。 既存のインフラが活用可能であり、水素等、他の新燃料に比べて 導入コストを抑えること が可能。
 - 他方、製造プロセスが未確立で製造コストが高く、現状、国内外において、商用規模のプ ラントを稼働した例はない。

競合動向

- <u>欧州を中心に、バイオLPG生成に関する数多くの研究開発や実証プロジェクトが立ち上がっている。</u>
- <u>グリーンLPG生成を主目的とした技術開発は世界的に見ても取組がなされていない</u>状況。

グリーンLPガス研究プロジェクトの動向

LPガスの輸入・元売会社による研究やLPガスとは無関係のメーカーによる研究など、広がりを見せている。

① メタノール経由の間接製法ver.1 (原料はCO+H₂) [GI基金 35億円 (2022~2030): 古河電エ+北海道大学+静岡大学]



② メタノール経由の間接製法ver.2(原料はCO₂ + H₂)【グリーンLPG推進協議会自主研究(2022~2024): 北九州市立大学】



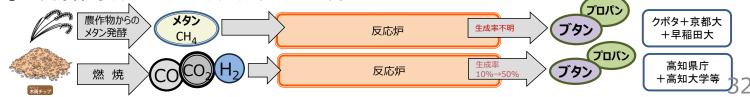
③ DME経由の間接製法 [NEDO研究委託費(2022~2024): グリーンLPG推進協議会+産総研+触媒メーカー]



④ FT合成製法 【NEDO研究委託費(2022~2024): ENEOSグローブ+新日鉄エンジニアリング+富山大学】



⑤ バイオ原料からの製法 【環境省の研究委託費 (2022~2029)】



グリーンLPガスの推定価格

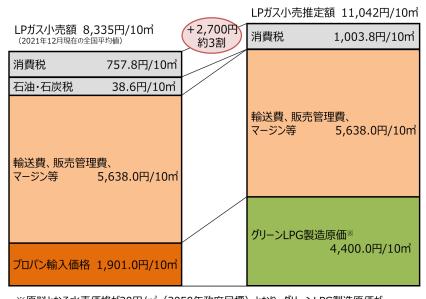
- 水素価格は、グリーンLPガスの生産コストに大きな影響を与える。
- 水素価格20円/N㎡でのグリーンLPガス小売価格は、現在の流通コスト構造が変わらないとすれば、 推定11,042円/10㎡となる※。 ※古河電工の研究によるコスト試算からの推計

グリーンLPG生産コストと水素価格との



2030年 2050年 現在価格 政府目標 政府目標 現地調達

【参考】グリーンLPGの推定小売価格



- ※原料となる水素価格が20円/m (2050年政府目標) となり、グリーンLPG製造原価が 22万円/トンになった場合。
- ※※石油・石炭税は、海外から輸入されるLPガスに課される税であり、グリーンLPGが国内生産 された場合は、課税対象とならないため、推定額の積算から外した。

グリーンLPガスの活用事例

● グリーンLPG生成の研究開発に取り組む古河電気工業(株)は、2022年10月に行われた栃木国体で使用される炬火の燃料に、グリーンLPガスを提供。

【古河電気工業(株)HPより】

https://www.furukawa.co.jp/release/2022/kenkai 20220523.html

「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」オフィシャルサプライヤーとして炬火燃料にグリーンLPガスを提供

~ 世界に先駆け、バイオガスを原料としてグリーンLPガスを合成することに成功 ~

2022年5月23日

- 「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」のオフィシャルサプライヤーとして、栃木県内の牛のふん尿由来のバイオガスを原料とするグリーンLPガスを炬火用燃料に提供
- バイオガス由来のグリーンLPガスを主成分とする合成プロセスを世界に先駆けて実現
- 地産地消型エネルギーを用いた地域の新しい社会基盤の構築を通した脱炭素社会の実現に貢献

古河電気工業株式会社(本社:東京都千代田区大手町2丁目6番4号、代表取締役社長:小林敬一)は、栃木県と第77回国民体育大会(いちご一会とちぎ国体)および第22回全国障害者スポーツ大会(いちご一会とちぎ大会)(以下あわせて「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」)のオフィシャルサプライヤー契約を締結しました。これにより、当社が栃木県内の牛のふん尿を原料として合成したLPガスを式典で用いられる 炬火燃料の一部として提供します。

いちごら会とちぎ国体いちごと会とちぎ大会

炬火台用燃料として使用 「22年10月1日〜11日 、22年10月29日〜31日



34

グリーンLPG生成における取組の方向性

<u>グリーンイノベーション基金を主軸としたグリーンLPGの開発</u>に取り組むほか、<u>国際的なルールメ</u>イキングに対し積極的に関与していく。

技術開発の加速

 化石燃料によらないLPガス(グリーンLPG)の開発に 取り組み、2030年度までに生成率50%となる合成 技術を確立し、商用化を目指す。

ビジネス環境の整備

- グリーンLPGが脱炭素技術としての国際的評価を確立 するために、CO2排出量に係るルールメイキングに対し 積極的に関与する。
- 非化石燃料から生成されたグリーンLPガスのための品質基準を確立するほか、保安制度や品質基準等の日本のLPガスの制度的基盤を、技術協力を通じてアジアでの浸透を図る。



課題解決に向け、2022年7月より、産・学・官が参加する「グリーンLPG推進官民検討会議」を開催。需要・供給一体での普及拡大策を検討する。

グリーンLPGの社会実装に向けた取組

	2021年	2025年	2030年	~2040年		~2050年
グリーン LPG	触媒等の実 必要な基盤		★目標 グリーンLPGの商 用化			★目標 LPガスにおけるカーボン ニュートラルの実現
		商用化に向けた	実証	コスト低減	グリー	ンLPガス合成技術 の普及拡大

化石燃料によらないLPガス(グリーンLPガス)官民検討会について

- 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、**LPガス業界内でもグリーンなLPガスの製造技術 開発に向けたプロジェクトが相次いで立ち上がりつつある**。
- これらのプロジェクトの商用化には、社会実装に向けたロードマップ作りや品質基準の統一化、或いはトランジション期間での燃焼機器の省エネ化といった課題を官民が一体となって取り組むことが重要。
- こうした課題の解消に向け、官民をあげて幅広く協議し、情報を共有化するため、2022年7月に<u>「グ</u>リーンLPガス推進官民検討会」を設立。

グリーンLPガス推進官民検討会

<構成員>

事務局:日本LPガス協会

日本LPガス協会(日本グリーンLPガス推進協議会)、

産 全国LPガス協会、

古河電気工業、クボタ、日本ガス石油機器工業会

学 国際大学、早稲田大学

官 経済産業省、NEDO、産業技術総合研究所

<テーマ>

- 社会実装に向けたLPガス業界としてのロードマップ作り
- トランジション期間における省エネ機器の普及促進
- 新たな品質基準作り/保安の確保/非化石燃料としての第三者認定 等

1.LPガス産業の現況

- 2. 令和4年度補正·令和5年度予算 物価高対策に関する総合経済対策
- 3. LPガスの災害対応
- 4. L P ガスのカーボンニュートラルの動向

5. 料金透明化・取引適正化の動向

「無償貸与 という商慣行とその問題について

【無償貸与の経緯】

- ●「無償貸与」は、かつてLPガス事業者が賃貸集合住宅へのガス供給契約獲得のための営 業として、賃貸集合住宅のオーナーにガス給湯機やガスこんろを無償提供したことが始まり。
- ◆ その後、集合賃貸住宅のオーナーや建設業者からの要求により、エアコン、インターホン、 Wifi機器、防犯カメラといった様々な製品もLPガス事業者が費用負担し、後日、LPガス の料金で入居者から回収されるという商慣行に変化。
- また、近年は、オーナーや建設業者からの無償貸与の要求を断るとLPガス供給を受注でき なくなる事例や、資金力のある大手LPガス会社から、積極的に無償貸与をオーナーや建設 業者に提供し、営業攻勢をかけている事例もある。

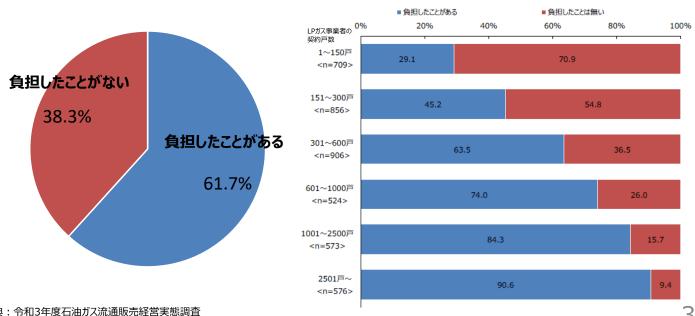
【無償貸与が及ぼす影響】

- 多くの製品を費用負担した場合、その物件の料金が高騰。賃貸集合住宅の消費者は、 入居してからLPガス料金を知るので、料金に不満があっても、受け入れるしかないという状 況。消費者に選択の機会が事実上無い。
- ② 様々な製品の費用負担ができないLPガス事業者は、オーナーから契約を断られるという圧 力がかかるようになった。料金ではなく、無償貸与の大きさで賃貸集合住宅の契約が決 まり、それが消費者の利益につながらないという歪みが発生している。

LPガス事業者の賃貸集合住宅への無償貸与の状況

- LPガス事業者の約半数が、賃貸集合住宅のオーナーからの要求に応じて機器の無償貸 与をしている。
- 無償貸与は、LPガス事業者の事業規模に比例して行なわれている。

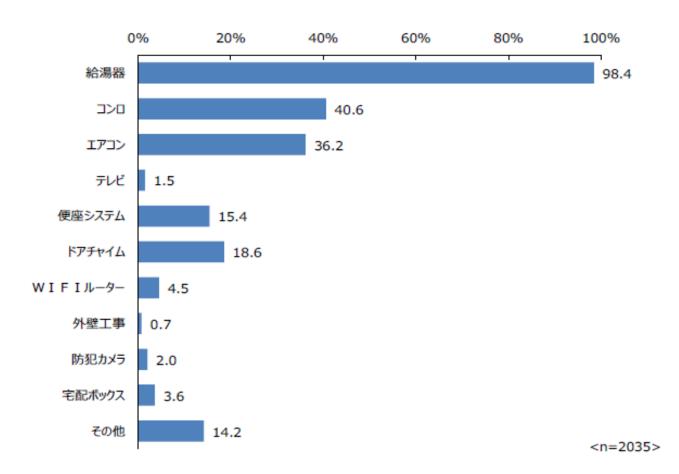
賃貸集合住宅のオーナー(建物管理会社を含む)からの要求に応じて機器の負担をしたことがあるか



出典:令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

39

【参考】 賃貸集合住宅に無償貸与したことがある設備・機器の状況

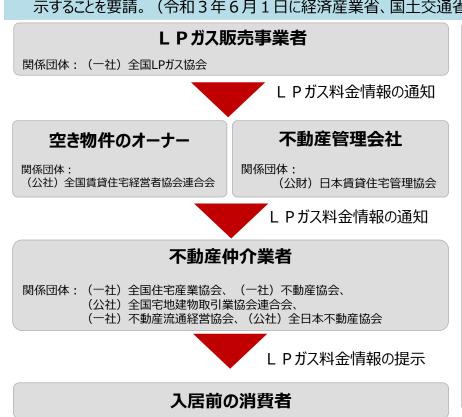


出典:令和3年度石油ガス流通販売経営実態調査

40

賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

- 入居してからLPガス料金を知ることになる消費者は、事実上、選択の機会が無く、消費者保護の観点から問題がある実態になっている。
- このため、賃貸集合住宅の空き物件にかかるLPガス料金の情報を関係業界の連携により、入居前の消費者に提示することを要請。(令和3年6月1日に経済産業省、国土交通省から関係業界に協力依頼)





LPガス小売価格調査の公表について

- 資源エネルギー庁では、(一財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターを通じて、LPガス 小売価格調査を毎月実施し、図1のような概要や速報(毎月)、確報(偶数月)を公表。
- 調査は、地域的な偏りを低減するため、全国を268のブロックに分けて実施しており、石油情報センターのHPでは、図2のように、「LPガス地域別検索」が可能。

(図1)資源エネルギー庁HPでの調査結果公表

液化石油ガス価格分布状況 (令和4年6月末現在) 様式第4-1 [6月単独集計]

(図2)石油情報センターHPでのLPガス地域別検索ページ	
------------------------------	--

トップページ	価格情報	資料·刊行物	講師派遣	Q&A	センター案内	リンジ
価格情報	hud-	<u>ベージ</u> > <u>価格情報</u> >	最新価格情報			
定期調査に基づいた 石油価格のデータを掲載	el ##	一般小売価格 LP(プロパンハガス 硝	:据/偶数日額	杏)	
石油価格のアーブを推り	4029.	NX-1-2CIMILE CL.	7H/12//37 IB	: 1X \ [PIRX /] DP	IA/	
一般小売価格		**CO-1 50210	. T(_LL-z,="+8/L1 -z	 	HILL F /#HOLESS I. L. C.	"Et/+"+1.
給油所ガソリン・軽油	i- PTStb	直近UJナータUJみHIN 価格には基本料金を含		VIA YOUEZZ)	'ータは <u>「価格情報」</u> からご	見ください。
給油所ガソリン・軽油 ▶ 週次調査(月曜調査 公表)	・灯油		iみます。		一タは <u>「1面161音彩」</u> がっこ	. 見く/こさい。
▶ 週次調査(月曜調査	小灯油	価格には基本料金を含	iみます。			. 鬼く/こさい。
▶ <u>週次調査(月曜調査</u> 公表)	··灯油 ··水曜 以外)	価格には基本料金を含	みます。 Bは消費税込みの値		一分は「面格」音報「カッシ」	鬼ください。
▶ 週次調査(月曜調査 公表) 民生用灯油(給油所	以外)	価格には基本料金を含 2004年4月以降の価格 LPガス地域別検索	おます。 部は消費税込みの値		一列は「面的資金の」ない。	見ください。
▶ 週次調査(月曜調査 公表) 民生用灯油(給油所 ▶ 月次調査(毎月15日	以外)	価格には基本料金を含 2004年4月以降の価格	おます。 部は消費税込みの値			臭ください。
 週次調査(月曜調査公表) 民生用灯油(給油所 月次調査(毎月15日 	以外)	価格には基本料金を含 2004年4月以降の価格 LPガス地域別検索	みます。 は消費税込みの値 素できます。	捨です。		R(/Cdl)
 週次調査(月1端調査公表) 民生用灯油(給油所 月次調査(毎月15日 LP(プロパン)が、 連報(毎月調査) 	以外)	価格には基本料金を含 2004年4月以降の価格 LPガス地域別検索	おます。 部は消費税込みの値	捨です。		鬼ください。

(出典) https://oil-info.ieej.or.jp/price/price_ippan_lp_gusu.html

地域 家庭用小売販売価格(消費税込み 最高值 最高值 最高值 最高值 最高值 最低值 最低值 景低值 北海道局平均 2, 420 8,916 15, 213 27,022 63, 470 1,400 7,392 24, 953 東北局平均 2,794 7,570 13, 290 21, 230 50,547 1,360 3,927 6, 204 10,648 22,792 4,500 7, 205 13, 360 21,890 51,620 18,730

全国平均価格

二部料金制	4,500 170	1, 889	8, 916 3, 135	5, 413	15, 213 4, 720	8,804	27, 022 9, 250	15, 241	63,470 16,750	33, 104
三部料金制	3, 465 1, 650	2, 192	7,573 4,180	5, 503	12, 738 6, 710	8,816	22, 495 11, 770	15, 171	47, 146 22, 500	32, 699
最低責任 使用料金制	2, 916 820	1, 962	7,729 3,320	5, 247	13, 409 5, 670	8, 656	23, 475 10, 150	14, 913	52, 185 21, 945	32, 328

基本料金は、二部料金制では基本料金、三部料金制では基本料金と施設利用料金等の合計額、 最低責任使用料金制では最低責任使用料金を示す。

> なお、(一財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センターHPにおいても、 LPガス価格調査を掲載しており、地域別にLPガス価格の検索が可能です。

https://oil-info.ieej.or.jp/price/price_ippan_lp_gusu.html

(出典) https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl008/

【参考】全国LPガス協会の都道府県協会に対する賃貸集合住宅の L Pガス料金提供調査の結果(令和4年2月3日流通委員会報告)

(1)本件について、会員に対して講習会等を実施していますか。(複数回答可)

実施	ī内容	回答数
1	会員に文書で通知した。	32件
2	会議等で説明した。	31件
3	会議等で推進策を検討した。	9件
4	支部ごとに説明した。	4件
5	講習会等で説明した。	10件
6	地元の不動産団体等と意見交換を行った。	2件
7	広報誌等で周知した。	13件
8	周知していない。	0件
9	その他(具体的な取り組みを記載)	16件

47都道府県協会は、様々な 方法で会員に周知を行った。

9具体的な取り組み

- 当該県協会ホームページに本 件について掲載した。
- 経産省による当該県協会理事向けに講演をお願いした。
- アパートオーナー向けチラシ データを作成し、当該県協会 ホームページに掲載した。
- 県営住宅もあることから県庁にも紹介した。

②~⑥の不動産管理会社等の反応やコメント等概要

- 不動産管理会社等からの問合せが少ない。
- 不動産管理会社等がLPガス料金の情報提供の取り組みを初めて知った。
- 不動産管理会社等がLPガス料金を情報提供すると他の各LPガス販売事業者に提供し、 安いLPガス料金であれば供給権を与える行為がある。
- 不動産管理会社等からエアコン、給湯器の提供を求められると経営が成り立たない。
- 地元の宅地建物取引協会と情報交換を行っている。

【参考】神奈川県LPガス協会作成のオーナー向けの注意喚起のチラシ



【参考】再度の周知を図った宮城県LPガス協会の会員への通知

会員各位

2022年2月4日

◎経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ

-般社団法人宮城県 L P ガス協会

・集合賃貸住宅におけるLPガス料金の透明化

一般在団法人名城県LPカス協会

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_chintai/inde

会 長 渡 邉 政 博

x.html

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について(お願い)

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。 日頃は当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件、取引適正化、料金透明化の課題是正のため、2021年6月1日に経産省からLPガス事業者に、国交省から不動産関係団体に、それぞれ協力依頼があった旨を当協会ホームページにてお知らしましたが、時節柄、賃貸集合住宅への入居が増加する時期を前に、改めて物件を管理している所有者及び不動産管理会社に「LPガス料金表」を提示するなど、情報提供いただきますようお願い申し上げます。

以下は、前回のお願い文書となります。

敬具

標記につきまして、経済産業省石油流通課より以下のとおり依頼がありました。

本件は、消費者が入居前にその實資集合住宅のLPガス料金を知る機会が与えられていない状況 にあり、入居の時にLPガスの供給契約を締結する際、消費者側がLPガス販売事業者を選択する ことができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざる得ない状況であることを受 け、別添1のとおり、取引適正化の課題があるとのこと及び料金透明化の観点から、当協会に周知 依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係 者に対し、以下の趣旨及び別紙のLPガス販売事業者宛の依頼内容をご周知いただきますようよろ しくお願いいたします。

また、経済産業省からは、国土交通省に対しても、不動産業者への周知の依頼を行っており、国 土交通省からは別添3のとおりの周知依頼文書が発出されました。

なお、同様の内容が以下のホームページにも掲載されております。

LPガス事業者が自らLPガスを供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既に供給している 賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記 載がある「LPガス料金表」などにより予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会 社に情報提供する。

添付資料

別添1 賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い「(全L協宛)」

別添2 賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み「(流通課作成)」

別添3「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供について」周知依頼「(国交省発出)」

末の引っ越しシーズンを 宮城県LPガス協会 宮城県LPガス協会 宮城県協、会員に要請 宮城県協、会員に要請

令和4年3月14日付け プロパン・ブタンニュース記事

度替わりに向け改めて などを通じ 宅の入居希望者への るよう改めて会員事業 ス料 しを新着情報の ージを通じ賃貸集 要 年6月 言があってから協 行した。 金の情報提供に努 りに向け改めて要 してきたが、年 が、年 経済産業省 経産省、 ムペ

LPガス事業者と消費者団体との懇談会

- 今年度も各地方ブロック単位でのLPガス事業者・消費者団体とのLPG懇談会を実施。 〈実施スケジュール〉
 - ·7/11(月)北関東 ·7/27(水)南関東 ·8/26(金)北海道 ·9/6(火)東北
 - ·9/22(木)中部 ·10/13(木)近畿 ·10/18(火)中国 ·11/4(金)四国
 - ·11/16(木)九州·沖縄
- 令和3年6月の賃貸集合住宅における L P ガス料金情報提供のフォローアップを行うととも に、取引適正化、LPガスのカーボンニュートラルに向けた意見交換を行っている。

<取引適正化に関する主な意見>

- ➤ 不動産業界との連携が不足している。LPガス事業者からの料金情報の提供は進んでいるとのことだが、不動産業界から料金の説明が見受けられない。【消費者団体】
- ▶ LPガス事業者、物件のオーナー、不動産管理会社、ハウスメーカーなど関係者が多い。 国土交通省・消費者庁と協力した取組を期待。【消費者団体】
- ▶ HPを設けていない事業者は一定程度おり、引き続きHPの開設・料金の掲載に向けた活動は必要。【LPガス事業者】

賃貸集合住宅の事前料金提示活動の今後の検討

- LPガス事業者から物件のオーナー、不動産管理会社(サブリース会社)への料金提示は、 一定程度までは取り組みが進むと見られる。
- 料金を通知しても、不動産関係者に、この活動が認識されていない様子で、話が通じないという声もある。賃貸集合住宅の入居希望者へのLPガス料金の事前提示は国から協力 要請があることの認識が不十分な状況と思われる。
- 改めて協力要請を実施するなど、周知を行うとともに、不動産関係者の協力を得るための 取組を実施していく。

<今後の検討>

- ▶ 不動産関係団体とのコミュニケーションの確立。
- ▶ 不動産仲介業者へのアンケート調査の実施。
- ▶ 注力してモデルになる都道府県の設置、全国への展開の模索。
- ▶ 全国のLPガス事業者(100社程度)へのヒアリングを通じて、LPガス事業者側の実施状況を再確認。(今年度、LPガス振興センターにおいて実施)

貸付配管(無償配管)問題

- 一軒家の建築の際に、工務店・建設業者が提携しているLPガス業者に屋内配管工事をさせる商慣行。配管工事費は住宅建築費には含めず、LPガス業者が配管の所有権もったままで、LPガス供給を行う特徴があり、工務店・LPガス業者・家主の関係は以下のとおり。
 - ▶ 工務店・建設業者:配管工事費が含まれないので、住宅建築費が安くできる。
 - ▶ LPガス業者:配管工事費を負担することで、その住宅のガス供給契約を確保し易くなる。さらに、ガス業者の切り替えを家主から迫られた際は、配管工事費の支払いを求めることで、業者切り替えを抑制できる。
 - ➤ 家主:本来なら負担すべき配管工事費を負担せずにLPガスを利用できる。(ガス業者切り替えをしたい場合は、配管工事費相当額を支払うことで清算)※ただし、基本料金としてLPガス業者に回収されている面あり。
- 貸付配管は、かつては、家主に告知されないままに、工務店・建設業者とLPガス業者との間で仕組まれ、家主がガス業者切り替えをしようとすると、突然、高額の配管工事費を請求するという行為があった。この様なLPガス業者の主張は裁判や公正取引委員会の見解によって否定されたため、平成11年に経産省が「流通アクションプラン」を作成し、それに基づき、業界が「LPガス販売指針」を策定。契約の時に配管の所有権がLPガス業者にあることを明示することを規定する(家主との間で事前の合意を取り付ける)ことによって、現在に至っている。
- 現在では、配管工事費は建物建築費には含まれない場合にはその旨明示することが、平成12年に宅建法に基づく不動産業者の告知義務事項に盛り込まれるとともに、LPガス供給契約(もしくは覚書)に明記し、配管の所有権は工事費を負担したLPガス業者に帰属しており、そのLPガス業者からガス供給を受ける条件で、家主に配管を無償貸与するという契約で実施される。

【参考】貸付配管(無償配管)/無償貸与の是正に向けた取り組みの経緯

昭和の時代 商慣行の広がりと、消費者トラブルの顕在化

当時の無償配管は、建物購入者には告知されていないことが多く、LPガス事業者を切り替えようとしたときに、初めて無償配管であることを告げられ、解約の際に配管買取のために、不当に高い配管費用を請求されたりと、LPガス事業者と消費者との間でトラブルが発生していた。

平成9年4月 液石法施行規則改訂

<u>消費者とのトラブルを予防するため、情報提供することを義務化。(</u>消費者に渡す14条書面に、配管、ガス機器等の所有権の所在や、費用 負担、精算方法の明記を義務付け。)

平成11年6月 公正取引委員会によるLPガスの取引慣行の調査結果(建物所有者に告知されない無償配管の是正勧告)

- ➤ 無償配管の所有権については、不動産に附合する物の所有権に関する民法の規定により、原則、建物所有者にあると考えられ、例外的には、 建築業者が、住宅の売買基本契約の際の重要事項説明において、配管の所有権がLPガス業者にある旨を説明し、住宅購入者の理解を 得た上で、それを明記した書面を交付していることが求められる旨見解を示した。
- ➤ 無償貸与については、ガス業者が建築業者に対して、業界の商慣習に照らして不当に高額なものを無償提供することによって、顧客を獲得する場合は、不公正な取引方法として独禁法上の問題を生じる可能性がある旨指摘。

平成11年10月 経済産業省による流通アクションプラン (LPガス業界への無償配管撤廃の検討を要請)

建物と消費配管は、付合関係にあることから、LPガス事業者が配管所有権を主張することは通常不可能であり、LPガス事業者は配管所有権を主張できない、と見解を示し、無償配管の見直しの検討をLPガス業界に求めた。

なお、例外として、弱い付合の場合において、重要事項説明時に説明書に明記し、かつ明確に説明して、消費者の家屋取得に先立ち、消費配管は別売りで所有権は販売事業者に帰属していることを消費者に認識させる措置を講じている場合は、所有権を得ることができると示唆していた。

平成12年9月 LPガス販売指針の策定(全国LPガス協会による業界自主ルール)

家主との間で配管の所有権がLPガス業者にあることが合意され、14条書面等において、利用料や途中解約の条件が記載されている場合は、 所有権に基づく費用の請求ができる旨記載。以降、無償配管は、契約化(「貸付配管」と呼称)が進展。

平成28年2月~5月 資源・燃料分科会 液化石油ガス流通ワーキンググループ

都市ガスや電力の小売り自由化の動きを背景に、LPガスの料金透明化・取引適正化を議論。料金に上乗せされている配管費用や無償貸与機器の費用を消費者に明示する三部料金制等を提言。料金の公表等を求める、取引適正化ガイドラインを策定。

平成28年3月 国交省から不動産業界団体への情報提供依頼(賃貸集合住宅の場合、不動産屋が入居検討者にLPガス業者名と連絡先を伝える) 令和3年 6月 国交省・経産省から業界団体への賃貸集合住宅物件のLPガス料金の情報提供依頼(入居検討者にその物件の料金を提示)

貸付配管(無償配管)に関する訴訟の動向

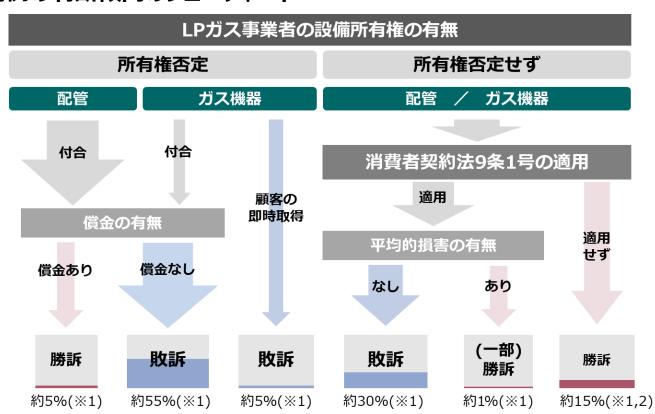
- 解約時の貸付(無償)配管の清算について、消費者側が支払いを拒否することがあり、これまで多数の訴訟事件が発生。そのような訴訟において、重要事項説明書での配管所有の記述や貸付配管の契約書による合意、14条書面での説明があっても、LPガス会社に配管所有権が認められる判決事例は少ないのが実態。
- 判決文では以下の観点が示されることが多く、物理的・機能的に**配管は建物と強く付合**しているため、 民法242条により、**建物所有者が配管の所有者**であるという結論となっている。LPガス会社の配管 所有権を認めない結論から、解約時の消費者への請求も認めず、敗訴になる事例が多い。
 - ① 配管は床下や壁の中に設置されているため、容易に撤去できず、建物と一体となっており、配管は独立性を失っている
 - ② ガスは生活インフラであり、建物に不可欠な機能である
 - ③ 撤去した配管は再利用できず、価値がなくなるため、撤去することは社会経済的に意味が無い
- 配管所有権が無いとしても、配管設置費をLPガス会社が負担したことを以て、消費者に請求することは 認められるべきとの主張がLPガス会社からあるが、その請求は建設会社にするべきであり、消費者にする べきではない旨の判決が示されている。
- LPガス会社に配管所有権があることを前提とした無償配管は根底から司法に否定されているような 状況。

民法242条

不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

※学説上、但し書の適用は、「弱い付合」と判断されるときだけとされており、裁判所は学説を踏まえた判決をしていると考えられる。 民法第242条は強制法規であり、消費者と事業者の間の合意で、適用を変えることはできないとされている。

裁判例の判断傾向のフローチャート



(※1) 1件の裁判例において、複数の理由を認めているものは、複数件とカウントしている(10数件程度)

(※2)「利益調整合意」に基づく請求を認めるものは、所有権の有無にかかわらず請求を認めるものとして、 判示中で設備所有権を否定していても本力テゴリに含める

無償配管・無償貸与問題懇談会の開催

● 無償配管(貸付配管)に関する訴訟結果を踏まえ、弁護士・学識経験者・LPガス事業者が課題解決に向けた意見交換を行う「無償配管・無償貸与問題懇談会」を2回開催。 ・第1回 5/31 (火)・第2回 6/27 (月)

<懇談会の概要>

- ➤ 無償配管の慣行自体に、消費者の生活や利益を保護するための公共的な役割があるとは言いがたい。【弁護士】
- ➤ 設備費用の代金を毎月の請求料金に含めた契約、または設備費用を一括して支払い、その後はLPガス料金だけを請求するという「契約の選択」を顧客に提案する取組みをすることによって、消費者の理解を得る必要がある。【LPガス事業者】
- ➤ 設備料金を含め、LPガス料金の公表の取組みの促進が必要。【LPガス事業者】
- ▶ 顧客獲得に積極姿勢を見せる特定事業者やブローカーの存在が、裁判を増幅させている可能性がある。【LPガス事業者】

無償貸与・貸付(無償)配管問題の課題解決に向けた論点

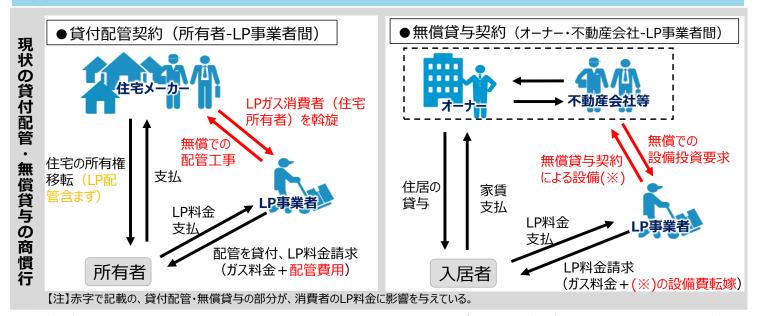
- 顧客を獲得するために、L P 事業者間の過当競争に陥っており、その勧誘費用が L P 料金に反映されることで消費者の不利益につながっているのではないか。
- 現在の商慣行を見直すとともに、制度改正も含めた議論を行う必要があるのではないか。

<制度改正の論点(案)>

- ▶ 消費配管やガス機器等については、LPガス供給契約と分離し、物件所有者(戸建て住宅であれば居住者、集合住宅であればオーナー)が適正な対価を払って、所有権を有する契約としてはどうか。(LPガス供給契約におけるLPガス料金と設備費の分離、「三部料金制」の見直し)
- ※支払いの方法は一括購入や分割購入等、物件所有者とLPガス事業者の間で調整。ガス機器等をLPガス事業者からリースする場合は、顧客と適切にリース契約を締結。
- ▶ 賃貸集合住宅への導入設備等の投資に対して、LPガス事業者が費用回収をする際には、入居者とのLPガス供給契約とは別に、オーナーもしくは不動産管理会社と導入設備等の費用回収・メンテナンス実施等の契約を締結してはどうか。(設備のLPガスの料金との分離)
- ▶ 配管工事を建設会社からLPガス事業者に発注された際には、建設業者に対して適切に請求してはどうか。(建設業者 LPガス事業者間の商慣習の見直し)

LPガスの無償貸与・無償配管への対応について

- 無償貸与・貸付(無償)配管の商慣行によるLP業界、消費者に関連する問題を是正するため、以下のような制度改正の対応を検討中。
- 消費者負担の設備費(消費配管など)とガス料金を分離し、液石法省令等で明確化。
 - → i) ガス供給契約におけるガス料金は基本料金、従量料金のみとし、設備費を除外する
 - ii) 消費配管やその他の設備費は、別途、売買契約(一括・分割)の締結を指導 ※戸建の場合の論点として、所有権は物件所有者に移転させる



⇒今後、資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会の下部組織である液化石油ガス流通WGを再始動し、LPガス料金の透明化に資する取引適正化に向けた今後の方向性を検討する。

54

ご静聴ありがとうございました。